

DLN 受験・更新・再更新・延長申請に関する Q&A

< I 受験資格に関して >

Q1: DLN 受験したいのですが、「看護実務経験5年間の見込み」とはいつまでのことですか？

A: 日本腎不全看護学会の法人化に伴い、本学会の年度は9月1日から8月31日までとなります。従って、看護実務経験の5年間は、本学会年度末の8月31日現在をもって算定してください。

Q2: 看護師としての5年間の看護実務経験は、受験の時点ですか？

A: 受験の時点ではなく、年度末の8月31日までの「見込み」で算定できます。

Q3: 休職や進学などの理由で途中会員をやめていた期間があります。以前の入会期間を合わせると3年は会員です。受験できますか？

A: 会員歴は、通算3年で受験できます。是非受験してください。

Q4: 准看護師から看護師となり准看護師の看護実務経験は5年あります。この期間はどのようになりますか？

A: 受験資格は「看護師」としているため、准看護師の実務経験期間は含まれません。受験資格取得要件として、看護師経験5年が必要となります。Q1同様に受験時に8月31日現在での見込みで可能です。

Q5: 海外での透析施設の勤務経験は、実務経験として認められますか？

A: 認められます。

< II ポイントに関して >

Q1: 認定試験に向けて学会や研究会に参加しています。ポイント証明には何が必要ですか？

A: 参加証または領収書が必要となります。セミナー名・参加日の2点が記入されたものが有効となります。受験申請時まで大切に保管してください。

Q2: 受験資格ポイントは、入会してからでないポイント加算できないのですか？

A: 日本腎不全看護学会主催のセミナー・研修・学術集会、および関連学会や登録されている地方会などのポイントについては、日本腎不全看護学会に入会していなくても、過去5年間のポイントを対象としています。

Q3: 慢性腎臓病療養指導看護師の認定資格者です。受験申請時に 30 ポイントより多くポイントを申請しましたが、余っている等のポイントは更新時のポイントとして有効ですか？ また、申請時に使用しなかったポイントについては、その次の更新には使用できますか？

A: 認定期間の5年間に取得したポイントが有効です。但し、2015年の法人化に伴い年度の扱いが変更になっています。そのため、2016年から2021年までの認定更新対象者は移行期間にあたり、

認定期間は5年5か月間となります。

Q4：地方在住のため、学会主催のセミナーになかなか参加できません。地元で行われるセミナーは認定試験のポイント対象となりますか？

A：【地方会一覧】に登録されていれば、参加や発表でポイントが取得できます。地方会として登録されていない場合には、地方会としての要件を確認のうえ、申請書に必要事項を記入して登録申請してください。申請書は学会ホームページから取り出すことができます。

Q5：6学会以外の腎不全関連研究会に参加のポイントについて、「年に複数回開催の会でも申請は2回まで」とありますが、どういう意味ですか？

A：地方会の主催者が同じ場合を限定しております。1年間に2回以上開催している同じ主催者の研修会の場合は、参加ポイントは、1年間に2回までしか認めておりません。地方会的主催者が異なれば、当然ですが何回でもポイントは取得できます。また、全国区で開催している地方会も何回でもポイント取得可能です。

<Ⅲ事例報告について>

Q1：不合格になった時の事例を、次回受験（更新）の際にまとめ直して再提出してよいですか。

A：修正して提出して構いません。

Q2：日本腎不全看護学会で発表したものを、看護実践の事例報告に使用してもよろしいでしょうか？

A：発表した事例報告を提出して構いません。但し、「事例の書き方」に従ってまとめてください。また、日本腎不全看護学会において提出した事例報告を発表することを奨めております。

<Ⅳ 認定更新・再更新の延長に関して>

Q1：大学進学や認定看護師の教育課程に進んだ場合、延長申請は可能ですか？

A：進学する場合の入学年度が更新年度の場合は、不可です。5年間の認定期間中に学業に専念している場合に限りです。また、学業に専念していることを証明することが必要となります。

Q2：更新・再更新の申請期間の延長が認められるのはどのような場合ですか？

A：長期の病気療養、育児休暇中や介護休暇、進学や海外在留等が該当します。長期休職の場合は職場の証明書類や診断書が必要です。申請期間中に体調不良などで申請が困難な際は、医師の診断書を提出してください。また、自宅介護で証明書が得られない場合は、「家族である申請者が家族の介護を要する状況にある」という一文の入った、職場や友人など第三者の証明書を提出してください。いずれの場合も、延長申請の承認は認定審査会の審査結果を待っていただくことになります。更新延長申請要項をホームページに掲載していますので、参照してください。

Q3：更新・再更新の申請期間の延長に必要な手続きはどうしたらいいですか？

A：認定失効前の5月の1か月間に、延長理由と証明書を提出して申請を行ってください。書式の規定

はありません。申請には、審査料（登録料も含まれます）として2万円を納める必要があります。延長は最長3年まで認められますが、1年ごとに上記手続きが必要となります。更新延長申請要項をホームページに掲載していますので、参照してください。

Q4：DLN 資格を取った後、休職や進学などの理由で途中会員をやめていた期間があります。以前の入会期間を合わせると5年は会員です。更新・再更新は可能ですか？

A：更新までの期間の5年間は継続会員であることが条件となりますので、更新・再更新はできません。

<V 更新時における学会発表の要件に関して>

Q1：更新の要件に日本腎不全看護学会で筆頭者として発表していることとありますが、忙しくて研究することが難しい状況にあります。

A：看護研究の発表のみを求めているわけではありません。更新に際し準備されている事例を「事例報告」としてポスター発表することで要件を満たすことができます。自身の事例報告であれば、筆頭者として発表できると思いますので、是非発表に繋げてください。

Q2：更新の要件に日本腎不全看護学会で筆頭者として発表していることとありますが、別の学会で発表した分は認められますか？

A：日本腎不全看護学会に限定します。日本腎不全看護学の発展に寄与するための取り組みです。ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

<VI 再更新・それ以降の更新（再々更新）における学会発表支援の要件に関して>

再更新の条件の「日本腎不全看護学会でスタッフが発表（口演・ポスター・交流集会）できるよう支援すること」について

Q1：5年間、自身が筆頭者として発表もしていませんし、スタッフの発表も支援できていません。

A：再更新者とそれ以降の再々更新者には、更新者と同様、日本腎不全看護学会で筆頭者として発表をお願いしたいと思います。ただ、管理的な立場になることで、自身が発表する機会が少なくなることも考慮したいと思います。その場合は、スタッフが学会発表できるような支援をお願いしたいと思います。5年間で発表までの成果は得られなくても、発表に向けて支援している旨の申請をお願いします。学会発表は、研究だけでなく事例報告も推奨しています。受験や更新の際の事例を「事例報告」としてポスターで発表するように支援をお願いします。発表は、日本腎不全看護学会と定めています。日本腎不全看護学の発展に寄与するための取り組みですので、是非ともご協力をお願いします。

Q2：現在、研究支援を行っていますが、次年度の発表となりそうで、今年の学会には間に合いそうにありません。このような場合はどうなりますか？

A：Q1 同様、現在取り組んでいる支援について記載してください。

Q3：交流集会での発表をするように支援した場合、グループでの発表となってしまいますが、それで

もよいですか。

A：交流集会のグループの支援でも該当します。

Q4：発表するよう支援するのは「JANN」の学会に限りますか。他の学会では認められませんか。

A：腎不全看護学会に限定しております。腎不全看護学会の発展への貢献を願っておりますので、ご協力をお願い致します。